



単身向け住宅の申込資格

すべての申込資格は**申込月の1日**現在が基準となります。
(なお、申込者が入居までに申込資格を喪失した場合は、失格となります。)

共通の資格

- ① 申込者は成人であること。
- ② 戸籍上配偶者がいないこと。
配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第1条第2項及び第3項に規定する被害者の方で次のいずれかに当てはまる方は、戸籍上配偶者がいても申込みを認めます。
(1 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第3条第3項第3号による一時保護又は第5条の規定による保護が終了した日から5年を経過していない方。
2 加害者に対し裁判所から接近禁止命令又は退去命令が出されてから5年以内の方。)
- ③ 申込者が申込月の1日現在、6ヶ月以上神奈川県内に住民登録し、居住していること。
中国からの永住帰国者の呼び寄せ家族で日本に入国してから5年を経過していない方は、県民となった日(県内市町村に住民登録をした日)から申込みを認めます。こんきゅう
- ④ 現在、次の1～6のいずれかに該当する住宅困窮理由があること。
1 他の世帯と炊事場、便所、浴室のいずれかを共同使用している。(親子等との同居は除く。)
2 住宅がせまい。(居住部分が一人あたり4畳以下)
3 住宅用でない建物に住んでいる。
4 家賃が高い。(居住部分が1畳あたり3,000円以上)
5 借地借家法に基づく正当な理由か、またはこれに準ずる理由により家主から立退き要求を受けている。
6 通勤に片道2時間以上かかる。(各交通機関の標準所要時間を用い、乗り換え時間は10分として計算します。)
※すでに県営住宅へ入居されている方は、上記2・4・6のいずれかの住宅困窮理由があること。
- ⑤ 4ページの入居収入基準(月収額)内であること。
(月収額の算出方法は、6～13ページを参照してください。)
- ⑥ 個人の県民税及び市町村民税を滞納していないこと。
- ⑦ 県営住宅の家賃を滞納していないこと。
- ⑧ 申込者が暴力団員(「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第6号に規定する暴力団員をいう。)でないこと。
※なお、身体上または精神上の障害から常時の介護を必要とする方も、必要な介護が受けられる場合は申込資格がありますので、詳しくはご相談ください。

特定の資格

上記共通の資格の他に以下の条件を満たしていること。

ページ数
あき家 特別あき家

身体障害者向住宅(車いす単身)……車いすを使用している方 (車いす以外単身)…車いすを使用していない方

- ア 身体障害者手帳の交付を受け、1級から4級までの障害のある方。
- イ 戦傷病者手帳の交付を受け、恩給法別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症の方と表ノ3の第1款症の障害のある方。
- ウ すでに県営住宅に入居されている方で、アの要件を満たす方が、身体障害者向住宅への入居を希望される場合。

35 35

1 身体障害者向住宅(車いす以外単身)

注意

募集地区番号を必ず申込書に記入してください。
募集地区番号と地区名が違った場合は、募集地区番号で受け付けします。

《あき家住宅》

この住宅は、車いすを利用しない方(ただし、身体障害者手帳1級～4級の方)の単身者向けです。

- (1) 公営住宅 2戸
- ・募集戸数は、9月1日現在のあき家状況を記載しています。

市町村名	追加募集	募集地区番号	地区名	募集戸数	間取 (36～37ページ)	建設年度	概算の家賃額		所在地	最寄りの交通機関	設備 駐車場 エレベーター	ガス種類	表紙裏地図番号
							月収額(原則) 0～158,000円	月収額(裁量) ～214,000円					
平塚市	—	574091	横内 L	1	Y1 (2DK)	S45	10,700 ～16,000	～21,100	平塚市 横内3931他 平塚駅北口からバス横内団地経由の各路線	○		G	20
小田原市	—	614091	国府津 L	1	Y1 (2DK)	S49	14,800 ～22,100	～29,100	小田原市 国府津2364 国府津駅からバス鴨宮駅行き 国府津病院前下車徒歩3分			G	25

2 身体障害者向住宅(車いす単身)

《特別あき家》

この住宅は、人身等の事故があった住宅などで、車いすを利用する方(ただし、身体障害者手帳1級～4級の方)の単身者向けです。

- (1) 公営住宅 1戸
- ・募集戸数は、9月1日現在のあき家状況を記載しています。

※身体障害者向住宅(車いす)の内覧をご希望の場合はご相談ください。

市町村名	追加募集	募集地区番号	地区名	募集戸数	間取 (36～37ページ)	建設年度	概算の家賃額		所在地	最寄りの交通機関	設備 和室 室内段差 駐車場	ガス種類	表紙裏地図番号
							月収額(原則) 0～158,000円	月収額(裁量) ～214,000円					
横浜市	—	343181	グリーンヒル市沢K (車いす利用の方)	1	Y1・Y2 (2DK・1DK)	H03	32,000 ～47,600	～62,800	横浜市 旭区市沢町704他 相鉄和田町駅からバス西原住宅行き 市の沢住宅下車徒歩1分	あり なし	○	G	10

*設備/駐車場(2ページ参照) フロ設備:浴槽・カマ(空欄は入居者設置) ガス種類:都市ガス(G)・プロパン(P)
 *各設備/○:あり 無印:なし 一部:棟によってあり
 ★トータルリモデル住宅・住戸改善工事済住宅は3ページ参照



住宅簡易間取り図

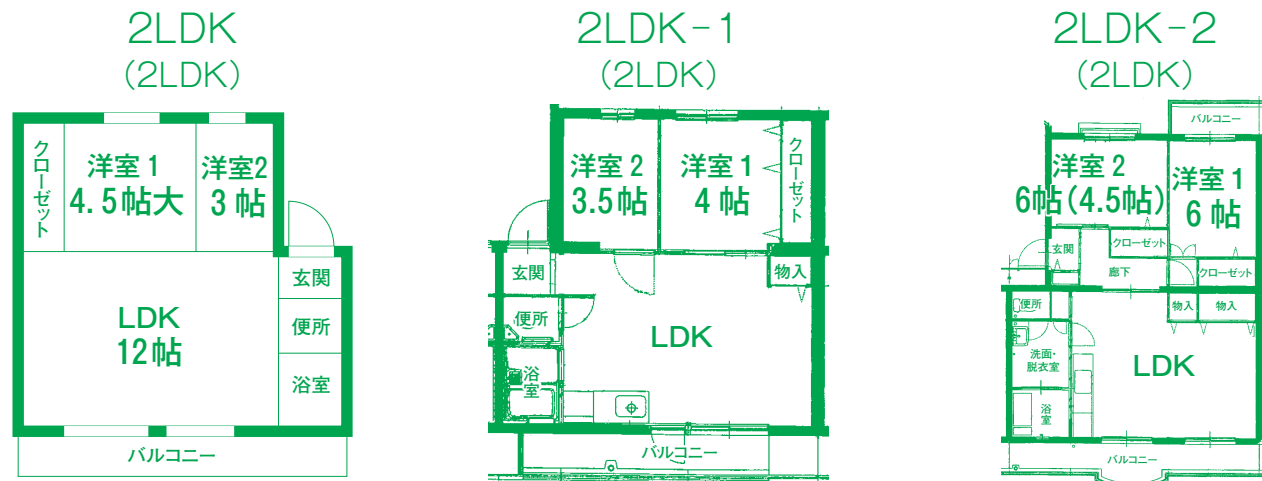
あき家アパートタイプ

- (注1) 各間取り図は代表的な間取りを表示してありますので団地により多少異なることもあります。
- (注2) 募集住宅一覧表の間取り記号とよく照合してください。
- (注3) 住宅により区分が違うため、K・DK・LKを併記している間取り図があります。



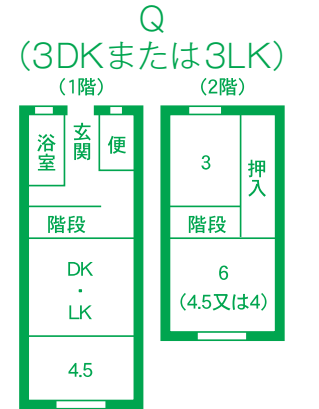
健康団地タイプ (子育て世帯向住宅)

- (注1) 間取り図は代表的な間取りを表示してありますので、住宅により多少異なることもあります。



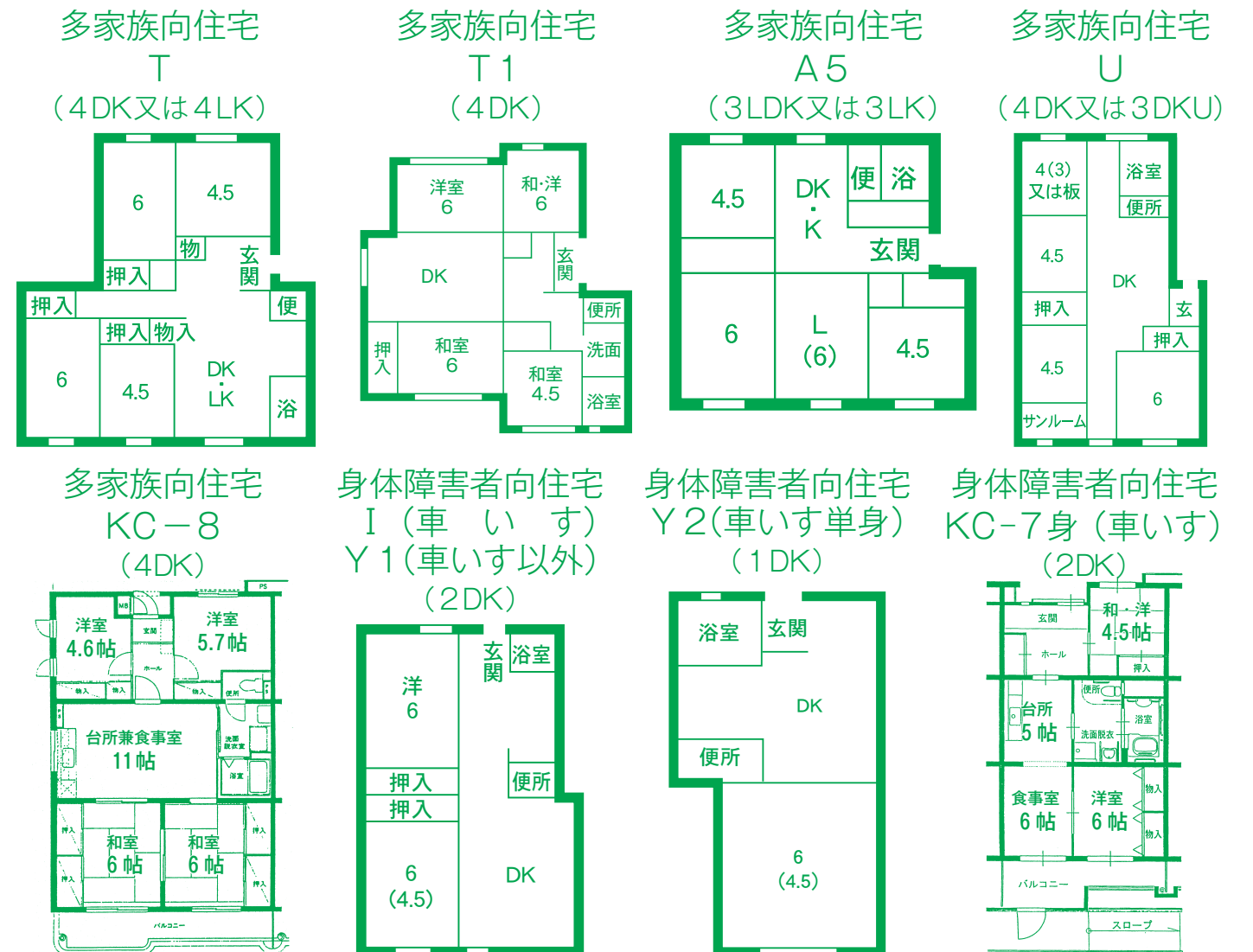
あき家テラスタイプ (1・2階で1戸)

- (注1) テラスタイプは連戸 (長屋) でDKに畳が一部敷いてあることもあります。
- (注2) テラスタイプには小さい庭があります。
- (注3) テラスタイプには、4.5畳増築したものもあります。
- (注4) 住宅により区分が違うため、DK・LKを併記している間取り図があります。



あき家アパートタイプ

- (注1) 各間取り図は代表的な間取りを表示してありますので団地により多少異なることもあります。
- (注2) 募集住宅一覧表の間取り記号とよく照合してください。
- (注3) 住宅により区分が違うため、K・DK・LKを併記している間取り図があります。



※車いす向の住宅における段差の有無に関しては募集住宅一覧をご覧ください。



セルフリフォームについて

今回の募集において一部（特別あき家と子育て世帯向け（健康団地タイプ）の住宅及び建築後20年未満の住宅）を除き、セルフリフォームが可能です。詳しくは、**神奈川県住宅営繕事務所施設管理課 045-311-8110** までお尋ねください。

セルフリフォームとは

住宅の壁などを、ご自身で（DIY）あるいはご自身で業者に依頼して改造を行って、**ライフスタイルに合う住宅とすることができます。**（改造することなく、そのまま入居することもできます。）

また、住宅を退去する際、セルフリフォームを行った箇所の原状回復は、原則として不要ですから、退去の際の負担が少なくなります。

セルフリフォームで改造が可能な範囲は以下のとおりです。

部位	セルフリフォームでできること	セルフリフォームでできないこと
壁	・表面の塗装、クロスの張替え（新設） ・長押、巾木、回縁の塗装 ・押入れや棚の塗装	・間仕切りの撤去、下地ボードの撤去 ・長押、巾木、回縁の撤去 ・押入れや棚の撤去 ・※手すりの設置、エアコン取付
天井	・表面の塗装、クロスの張替え（新設） （天井のアスベスト封じ込め処理を実施している場合はできません。）	・下地ボードの撤去
床	・フローリングの張替え、増張り、表面の塗装、固定されない置き床、置き畳	・敷居、床仕上材及び下地の撤去 ・※畳をフローリングに改造

セルフリフォームでできないことのうち、※印の手すりの設置、エアコン取付、畳のフローリングへの改造については、事前の承認（模様替承認）により改造ができますが、退去にあたっては、現状回復が必要です。



定期募集のお知らせ

県営住宅では、年2回（5月・11月）新築住宅と空家住宅について入居者の募集を行っています。

1 募集のしおり・申込書の配布

配布期間等は、平成30年11月、平成31年5月号の「**県のたより**」でお知らせする予定です。
問い合わせ先（一般社）**かながわ土地建物保全協会 公営住宅課 入居者募集担当**
☎045-201-3673 受付時間：平日8時30分～17時30分
テレホンサービス ☎045-201-8300

2 応募方法

上記により配布される募集のしおり・申込書を入手のうえ、**申込書を郵送**（募集のしおり添付の封筒）でお申込みください。

3 申込資格

常時募集の申込資格と同じです。（18～19・34ページをご参照ください）

4 選考方法

一部の住宅を除き抽選により入居者を決定します。

個人情報の取扱について

神奈川県では、個人情報の収集、利用及び提供、管理について、神奈川県個人情報保護条例に基づき、次のように適切に取り扱います。

個人情報とは

「個人情報」とは、住所、氏名、電話番号等、個人に関する情報であって、特定の個人が識別されるものをいい、他の情報と照合することで識別することができる情報を含みます。

個人情報の収集

- 取扱目的を明確にし、必要な限度内で収集します。
- 適法かつ公正な手段で収集します。
- 原則として本人から収集します。
- 本人から直接書面で収集する場合は、取扱目的を明示します。

個人情報の利用・提供

- 原則として取扱目的以外の目的で、利用及び提供はしません。
- オンラインによる個人情報の提供を行う場合は、県個人情報保護審議会の答申を得て行います。
- 個人情報を提供する場合に、必要があるときは相手方に対して個人情報を保護するための措置を求めます。

個人情報の管理

- 漏えい、き損、滅失の防止に必要な措置を講じます。
- 指定管理者の個人情報の管理について、漏えい等を防止するために必要な措置を講じます。
- 必要のない個人情報は確実、速やかに廃棄します。
- 特別職を含む職員（議会の議員を除く。）、受託業務の従事者による漏えい等を禁止し、違反した場合は罰則の適用を受けます。

神奈川県住宅営繕事務所